

# 墨田区消費者ニュース

編集・発行/墨田区産業観光部生活経済課消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 電話 5608-6185

## 迷惑メールの広告規制強化

特定商取引に関する法律が改正され、消費者が希望しない(送付に同意していない)広告宣伝メールの送信が禁止されました。

### 電子メール広告送信の原則禁止

これまでは電子メール広告の受信拒否を意思表示した消費者に対して電子メール広告を送ることを禁止(オプトアウト規制)してきました。しかし改正後は、消費者が請求や承諾の意思表示をしなければ、原則として電子メール広告は送れないことになります(オプトイン規制)。また、これまで対象外だった携帯電話の「ショートメールサービス」(SMS)を利用した広告も新たに規制対象として追加されました。

消費者からの承諾に基づいて電子メール広告を送信する場合には、請求や承諾の記録を作成保存すること、当該広告メールに電子メール広告の提供を拒否する方法の分かりやすい表示を義務づけられました。(広告メールの提供を拒否した消費者への電子メール広告の送信は禁止されま



### 罰則の強化

今回の法改正では、実効性を上げるために、違反行為について行政処分の対象とするとともに、刑事罰規定が新設されました。

(刑事罰)

請求や承諾をしていない消費者に電子メール広告を送信した場合

電子メール広告の提供を拒否した消費者に電子メール広告を送信した場合

請求や承諾の記録を作成・保存しなかった場合や、虚偽の記録を作成・保存した場合

100万円以下の罰金が科せられます。

上記の 又は の場合に、その送信した電子メール広告において表示すべき事項を表示していない場合や、その広告中に誇大広告(著しく事実に相違する表示や実際のものよりも著しく優良、有利であると誤認させるような表示)をした場合

1年以下の懲役又は200万円以下の罰金、あるいはその両方の罰則がかかります

請求や承諾をしていない電子メール広告が届いた場合は、(財)日本産業協会の下記のアドレスまで転送してください。

[spam-in@nissankyo.jp](mailto:spam-in@nissankyo.jp)

特定商取引に関する法律の詳細、消費トラブルの予防や事例などについては、ホームページの「消費生活安心ガイド」をご利用ください。

No!トラブルのための情報サイト

「消費生活安心ガイド」

<http://www.no-trouble.jp>

# 携帯電話が汗で故障？

今売られているほとんどの携帯電話機は、軽量化が優先されているため防水仕様になっていません。水に濡らしたつもりがなくても、不具合が発生する可能性があります。

## 相談事例

保証期間内に携帯電話が故障したので、修理に出した。故障の原因は汗がプッシュボタンから進入したからだということであった。水濡れによる故障は、保証の対象外で有料修理になると言われた。Yシャツのポケットに入れていただけで、水に濡らしたわけではないので、納得出来ない。

## アドバイス

相談者に取扱い説明書、保証書を確認するよう伝えたところ「汗によって水濡れ故障が発生する、また、故障の原因が水濡れだった場合、保証の対象外になる」との記載があり、相談者も納得し有料修理になりました。

## 水濡れ故障の原因となる取り扱い例

- ポケットに入れて汗で濡れた。
- 雨の中で操作した。
- 濡れた手で操作した場合。
- 湿ったもの（ペットボトルなど）と一緒にカバンに入れていた。
- 濡れたテーブルに置いておく。

また、温度差の大きい所を移動するなど、急激な温度の変化によっても、携帯電話の内部に結露が発生します！

水濡れによる故障は、修理が出来ないこともあります。修理を実施できる場合でも、ほとんどの携帯電話会社で保証対象外になっているのが現状で、その場合は有料修理となります。

トラブルに合わない為にも、取り扱い説明書を読む、湿気に敏感な精密機械だということを忘れずに注意して取り扱うことが必要です。

詳しくはすみだ消費者センターにご相談下さい。



## 困ったときは早めにご相談を

### すみだ消費者センター相談室

相談日: 月～土曜日

\* 土曜日は電話相談のみ受け付けています

相談時間: 午前9時30分～午後4時30分

相談専用電話: 5608-1773

\* 最初は電話でご相談ください

所在地: 墨田区押上2-12-7-215



#### 交通機関

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」徒歩7分
- 都営バス(墨38)「向島三丁目」バス停前